

議案第8号

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

第1条 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 広告物等についての規制 (<u>第1条の3—第7条の5</u>)	第2章 広告物等についての規制 (<u>第2条—第7条の4</u>)
第3章～第7章 略	第3章～第7章 略
附則	附則
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、 <u>良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため</u> に、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制を行うことを目的とする。	第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制を行うことを目的とする。
第2章 広告物等についての規制	第2章 広告物等についての規制

(広告物等の原則)

第1条の3 広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）

は、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害すおそれのないものでなければならない。

2 広告物等は、公衆に対し危害を及ぼすおそれのない安全なものでなければならない。

(禁止)

第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1)～(3) 略

(4) 東郷池及びこれから200メートル以内の地域（知事が指定する地域を除く。）

(5)～(7) 略

2・3 略

(制限)

第3条 略

2・3 略

(禁止)

第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1)～(3) 略

(4) 東郷池及び湖山池並びにこれらから200メートル以内の地域（知事が指定する地域を除く。）

(5)～(7) 略

2・3 略

(制限)

第3条 略

2・3 略

4 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の表示又は掲出物件の設置を完了したときは、遅滞なく、第7条の3第1項の点検の結果の記録（建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第7条第4項の規定による検査が行われ、同法第88条第1項において準用する同法第7条第5項の検査済証の交付を受けた広告物等にあっては、当該検査済証）を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

5 第1項の許可を受けた者は、許可の期間の満了後に引き続き当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置しようとすることは、第7条の3第2項の点検の結果の記録を提出して許可の更新を受けなければならない。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

(適用の除外)

第3条の2 次に掲げる広告物等については、前2条の規定は、適用しない。

(1)～(3) 略

2 略

3 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若

(適用の除外)

第3条の2 次に掲げる広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）については、前2条の規定は、適用しない。

(1)～(3) 略

2 略

3 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若

しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物又はこれを掲出する物件（前項第1号に掲げるものを除く。）については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第2条第1項の規定は、適用しない。

4 前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による許可について準用する。

(許可の内容の変更)

第4条 略

2 第3条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(管理義務)

第7条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、当該広告物等を、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう管理しなければならない。

しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物又はこれを掲出する物件（前項第1号に掲げるものを除く。）のうち知事の許可を受けたものについては、第2条第1項の規定は、適用しない。

4 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(許可の内容の変更)

第4条 略

2 第3条第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(管理義務)

第7条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物等を、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう管理しなければならない。

(点検義務)

第7条の3 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、当該広告物の表示又は掲出物件の設置の完了後、規則で定めるところにより、当該広告物等の表示又は設置が適正にされているかどうか、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けている構造物又は部材について点検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第4項の規定による検査が行われ、同法第88条第1項において準用する同法第7条第5項の検査済証の交付を受けた広告物等及び他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。

2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、規則で定めるところにより、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けている構造物又は部材の劣化及び損傷の状況について点検を行い、その結果を記録しな

ければならない。ただし、他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。

(広告物等の表示の方法等の基準)

第7条の4 略

(除却義務)

第7条の5 略

(違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項、第7条の3、第7条の4若しくは前条第1項若しくは第2項の規定若しくは第3条第3項（第3条第5項、第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。）の規定により許可に付した条件（以下この項において「条件」という。）に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命

(広告物等の表示の方法等の基準)

第7条の3 略

(除却義務)

第7条の4 略

(違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項、第7条の3若しくは前条第1項若しくは第2項の規定若しくは第3条第3項（第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。）の規定により許可に付した条件（以下この項において「条件」という。）に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、

じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 略

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

(3) 第7条の5第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかつた者

(4)～(6) 略

これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 略

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 略

(3) 第7条の4第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかつた者

(4)～(6) 略

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの	米子市、境港市及び各町村
(1) 第3条第1項及び第3条の2第3項の規定による広告物の表示等の許可並びに第3条第5項（第3条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可の更新	
(2) 第3条第4項（第3条の2第4項及び第4条第2項において準用する場合を含む。）の規定による広告物の表示等の完了の届出の受理	
(3) 略	
(4) 第7条の5第3項の規定による広告物等の除却の届出の受理	
(5) 略	
(6) 略	
(7) 略	
(8) 略	
(9) 略	
(10) 略	
(11) 略	

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの	米子市、境港市及び各町村
(1) 第3条第1項及び第3条の2第3項の規定による広告物の表示等の許可	
(2) 略	
(3) 第7条の4第3項の規定による広告物等の除却の届出の受理	
(4) 略	
(5) 略	
(6) 略	
(7) 略	
(8) 略	
(9) 略	
(10) 略	

略

略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県屋外広告物条例第2条及び第7条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第3条第5項（新条例第3条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の鳥取県屋外広告物条例の規定により行われた新条例第3条第5項の許可の更新に相当する許可の申請については、なお従前の例による。